

環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 環境影響評価法施行規則（平成十年総理府令第三十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（配慮書の記載事項）</p> <p>第一条 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の三第一項第五号の環境省令で定める事項は、法第三条の七第一項の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要とする。</p> <p>2 法第三条の三第一項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解を記載するように努めるものとする。</p> <p>（配慮書の公表）</p> <p>第一条の二 法第三条の四第一項の規定により配慮書及びこれを要約した書類（以下この条において「配慮書等」という。）を公表する場所は、第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <p>一 第一種事業を実施しようとする者の事務所</p> <p>二 関係都道府県の協力が得られた場合にあつては、関係都道府県の庁舎その他の関係都道府県の施設</p> <p>三 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、第一種事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設</p> <p>2 法第三条の四第一項の規定による配慮書等の公表は</p>	

、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 第一種事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載

二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県のウェブサイトに掲載すること。

三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

3 前二項に規定する方法による公表は、配慮書等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第一条の三 環境大臣は、法第三条の五の規定により意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

（第一種事業の廃止等の場合の公表）

第一条の四 法第三条の九第一項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報への掲載

二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。

三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。

2 法第三条の九第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主た

る事務所の所在地)

二 第一種事業の名称、種類及び規模

三 法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨及び該当した号

四 法第三条の九第一項第三号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに第一種事業を実施しようとする者となつた者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(方法書の記載事項)

第一条の五 法第五条第一項第八号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三条の七第一項の規定により配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関又は一般の意見を求めた場合については、次に掲げるもの

イ 関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要
ロ 前号の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解

ハ 法第三条の二第一項の規定による事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

二 条例又は行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六条に規定する行政指導(地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。)その他の措置(以下「行政指導等」という。)の定めるところに従つて、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たつて、一又は二以上の当該事業の実施が想定された区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行つ

た書類を作成した場合については、次の各号に掲げる事項のうち、条例又は行政指導等において第五条の方法書に相当する書類の記載事項として定められているもの

イ 当該書類の内容

ロ 当該書類についての関係する行政機関の意見がある場合には、その意見

ハ 当該書類についての一般の意見がある場合には、その概要

ニ 前二号の意見についての事業者の見解

ホ 当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(方法書についての公告の方法)

第一条の六 法第七条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 四 (略)

(方法書の縦覧)

第二条 法第七条の規定により方法書及びこれを要約した書類(以下「方法書等」という。)を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 四 (略)

(方法書について公告する事項)

第三条 法第七条の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(方法書についての公告の方法)

第一条 環境影響評価法(以下「法」という。)第七条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 四 (略)

(方法書の縦覧)

第二条 法第七条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 四 (略)

(方法書について公告する事項)

第三条 法第七条の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間
六・七 (略)

(方法書の公表)
第三条の二 法第七条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 三 (略)

第三条の三 (略)

(方法書説明会の開催の公告)

第三条の四 第一条の六の規定は、法第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 (略)

第三条の五・第四条 (略)

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第四条の二 第一条の三の規定は、法第十一条第三項の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

(準備書の記載事項)

第四条の三 第一条の五の規定は、法第十四条第一項第九号の環境省令で定める事項について準用する。

(準備書についての公告の方法)

第五条 第一条の六の規定は、法第十六条(法第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
六・七 (略)

(方法書の公表)
第三条の二 法第七条の規定による方法書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 三 (略)

第三条の三 (略)

(方法書説明会の開催の公告)

第三条の四 第一条の規定は、法第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 (略)

第三条の五・第四条 (略)

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第四条の二 環境大臣は、法第十一条第三項の規定により意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

(準備書についての公告の方法)

第五条 第一条の規定は、法第十六条(法第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(準備書の縦覧)

第六条 第二条の規定は、法第十六条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書及びこれを要約した書類(以下「方法書等」という。)」とあるのは「準備書及びこれを要約した書類(以下「準備書等」という。)」と読み替えるものとする。

2 第二条の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十六条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書及びこれを要約した書類(以下「方法書等」という。)」とあるのは「準備書及びこれを要約した書類(以下「準備書等」という。)」と、同条第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

(準備書について公告する事項)

第七条 法第十六条の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
- 五 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
- 六・七 (略)
- 2 (略)

第七条の二 (略)

(準備書説明会の開催)

第八条 第三条の三の規定は、法第十七条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第三条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書の縦覧)

第六条 第二条の規定は、法第十六条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

2 第二条の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十六条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

(準備書について公告する事項)

第七条 法第十六条の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
- 五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六・七 (略)
- 2 (略)

第七条の二 (略)

(準備書説明会の開催)

第八条 第三条の三の規定は、法第十七条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第三条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

2 第三条の三の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十七条第一項の規定による説明会について準用する。この場合において、第三条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催の公告）
第九條 第一条の六の規定は、法第十七条第二項の規定による公告について準用する。

3 2 第一条の六及び第三条の四第二項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第三条の四第二項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第十條 （略）

第十一條 削除

第十二條 （略）

2 第三条の三の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十七条第一項の規定による説明会について準用する。この場合において、第三条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

（説明会の開催の公告）
第九條 第一条の規定は、法第十七条第二項の規定による公告について準用する。

3 2 第一条及び第三条の四第二項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第三条の四第二項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同項第五号中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

第十條 （略）

第十一條 削除

第十二條 （略）

第十二条の二 第一条の三の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第十三条 第一条の六の規定は、法第二十七条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（評価書の縦覧）

第十四条 第二条の規定は、法第二十七条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」とあるのは「評価書、これを要約した書類及び法第二十四条の書面（以下「評価書等」という。）」と読み替えるものとする。

2 第二条の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十七条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、同条第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

第十五条 法第二十七条の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四（略）

2 前項の規定は、法第四十八条第二項において準用す

第十二条の二 第四条の二の規定は、法第二十三条の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第十三条 第一条の規定は、法第二十七条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（評価書の縦覧）

第十四条 第二条の規定は、法第二十七条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

2 第二条の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十七条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

第十五条 法第二十七条の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四（略）

2 前項の規定は、法第四十八条第二項において準用す

る法第二十七条の規定による公告について準用する。
この場合において、前項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同項第五号中「評価書等」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と読み替えるものとする。

（評価書の公表）

第十五条の二 第三条の二の規定は、法第二十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第三条の二中「方法書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

2 第三条の二の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第三条の二中「方法書等」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

（判定により手続から離れる場合の公告）

第十六条 第一条の六の規定は、法第二十九条第三項の規定による公告について準用する。

2 (略)

3 第一条の六及び前項の規定は、法第三十二条第三項において準用する法第二十九条第三項の規定による公

る法第二十七条の規定による公告について準用する。
この場合において、前項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と読み替えるものとする。

（評価書の公表）

第十五条の二 第三条の二の規定は、法第二十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第三条の二中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

2 第三条の二の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第三条の二中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

（判定により手続から離れる場合の公告）

第十六条 第一条の規定は、法第二十九条第三項の規定による公告について準用する。

2 (略)

3 第一条及び前項の規定は、法第三十二条第三項において準用する法第二十九条第三項の規定による公告に

告について準用する。この場合において、前項第一号中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一条の六及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第三項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

（対象事業の廃止等の場合の公告）

第十七条 第一条の六の規定は、法第三十条第一項の規定による公告について準用する。

2 (略)

3 第一条の六及び前項の規定は、法第三十二条第三項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第三号及び第四号中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第三十条第一項」と読み替えるものとする。

4 第一条の六及び第二項（第四号を除く。）の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所（所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規

模」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規

ついて準用する。この場合において、前項第一号中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一条及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第三項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

（対象事業の廃止等の場合の公告）

第十七条 第一条の規定は、法第三十条第一項の規定による公告について準用する。

2 (略)

3 第一条及び前項の規定は、法第三十二条第三項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第三号及び第四号中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第三十条第一項」と読み替えるものとする。

4 第一条及び第二項（第四号を除く。）の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所（所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模

とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模

模」とあるのは、「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「法第三十条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第三十条第一項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一号に規定する新規対象事業等」と、同項第三号及び第四号中「法第三十条第一項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第三十条第一項」と、同号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

第十八条 第一条の六の規定は、法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。

2 (略)

3 第一条の六及び前項の規定は、法第三十二条第三項において準用する法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。

4 第一条の六及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、

とあるのは、「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「法第三十条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第三十条第一項」と読み替えるものとする。

5 第一条及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一号に規定する新規対象事業等」と、同項第三号及び第四号中「法第三十条第一項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第三十条第一項」と、同号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

第十八条 第一条の規定は、法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。

2 (略)

3 第一条及び前項の規定は、法第三十二条第三項において準用する法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。

4 第一条及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項

同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第四号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

第十九条 第一条の六の規定は、法第三十二条第二項の規定による公告について準用する。

3 2 (略)

第一条の六及び前項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十二条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第三十二條第一項とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

(環境保全の効果が不確実な措置等)

第十九条の二 法第三十八条の二第一項の環境省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置

二 希少な動植物の保護のために必要な措置

三 前二号に掲げるもののほか、回復することが困難であるためその保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であつて、その効果が確実でないもの

第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第四号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

第十九条 第一条の規定は、法第三十二条第二項の規定による公告について準用する。

3 2 (略)

第一条及び前項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十二条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第三十二條第一項とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

(報告書の公表)

第十九条の三 第一条の二の規定は、法第三十八条の三
第一項の規定による報告書の公表について準用する。
この場合において、第一条の二第二項中「第一種事業
に係る環境影響を受ける範囲と想定される地域内」と
あるのは「関係地域内」と、同項第一号、第四号及び
同条第二項第一号中「第一種事業を実施しようとする
者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第十九条の四 第一条の三の規定は、法第三十八条の四
の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準
用する。

(都市計画決定権者が手続を行う場合の読替え)

第十九条の五 法第三十八条の六第一項及び第二項の規
定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項につい
ての検討その他の手続を行う場合においては、第一條
から第一條の四まで(第一條の四第二項第四号を除く
。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこ
れらの規定の適用については、第一條第一項中「第三
條の三第一項第五号」とあるのは「第三十八條の六第
三項の規定により読み替えて適用される法第三條の三
第一項第五号」と、「法第三條の七第一項」とあるの
は「法第三十八條の六第三項の規定により読み替えて
適用される法第三條の七第一項」と、同条第二項中「
法第三條の三第一項」とあるのは「法第三十八條の六
第三項の規定により読み替えて適用される法第三條の
三第一項」と、第一條の二第二項中「法第三條の四第
一項」とあるのは「法第三十八條の六第三項の規定に
より読み替えて適用される法第三條の四第一項」と、

「第一種事業に」とあるのは「都市計画第一種事業に」と、同項第一号及び第四号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第二項中「法第三條の四第一項」とあるのは「法第三十八條の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三條の四第一項」と、同項第一号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第一條の四の見出し中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、同條第一項及び第二項中「法第三條の九第一項」とあるのは「法第三十八條の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三條の九第一項」と、同項第一号中「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」とする。

第二十条 法第三十八條の六第一項及び第四十條第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第一條の五から第十九條まで（第六條第二項、第七條第二項、第七條の二第二項、第八條第二項、第九條第三項、第十條第二項、第十四條第二項、第十五條第二項、第十五條の二第二項、第十六條第三項及び第四項、第十七條第二項第四項及び第三項から第五項まで、第十八條第三項及び第四項並びに第十九條第三項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、第一條の五第一項中「法第五條第一項第八号」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第五條第一項第八号」と、「法第

（都市計画決定権者が手続を行う場合の読み替え）
第二十条 法第四十條第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合において、第一條から前條まで（第六條第二項、第七條第二項、第七條の二第二項、第八條第二項、第九條第三項、第十條第二項、第十四條第二項、第十五條第二項、第十七條第二項第四項及び第三項から第五項まで、第十八條第三項及び第四項並びに前條第三項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、第一條及び第二條中「第七條」とあるのは「第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第七條」と、同條第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三

「事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、法第三条の四第一項及び第二項中「法第七条の第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の第二項」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第七号中「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、第七条の第二項

項の規定により読み替えて適用される法第十一条第三項」と、第五条第一項中「法第十六条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条」と、第六条第一項及び第七条第二項中「法第十六条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第七号中「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七條（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七條」と、

法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第一項の規定による届出をした者の名称」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項において準用する法第四十条第三項第二号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第二項において準用する、法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される法第四十条第三項第二号」と、第十七条第一項及び第二項（第四号を除く。）中「法第三十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十条第一項」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十八条第一項及び第二項中「法第三十一条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第四項」とする。

（都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等についての読替え）

第二十一条 法第四十条の二の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合において、第十九条の二から第十九条の四までの規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、第十九条の二中「法第三十八条の二第一項」とあるのは「法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の二第一項」と、第十九条の三中「法第三十八条の三第一項」とあるのは「法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の三第一項」と、「事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

十一条第四項」とする。

